

相模川厚木市水辺拠点創出基本計画



平成24年4月

厚 木 市

※両面印刷のため、(裏面) 白紙です。

【 目 次 】

■ はじめに	1
1 計画作成の目的	1
2 検討の経緯	2
3 計画の位置付け	2
第1章 対象地区の概要	7
1 厚木市の概要	7
（1）市勢の状況	7
（2）市内河川の状況	8
2 相模川・三川合流点地区の概況	11
（1）相模川	11
（2）三川合流点地区	15
第2章 基本方針	20
1 まちづくりにおける位置付け	20
（1）地域の歴史や現状からの位置付け	20
（2）関連計画からの位置付け	20
2 整備コンセプト	21
3 整備方針	22
第3章 計画内容	24
1 利用促進計画	24
（1）キャッチフレーズと4つの柱	24
（2）柱の内容とゾーン別利用促進計画	25
（3）個別の利用促進計画の仕組み	27
1）主要な利用促進計画	27
2）その他の計画	29
2 施設整備	30
（1）ゾーン別施設整備の内容	30
（2）ゾーン別施設計画	34
1）自然ふれあいゾーンを中心としたエリア	34
2）多目的活動（拠点）ゾーンを中心としたエリア	35

【 目 次 】

3) まちとの連動ゾーンを中心としたエリア	38
(3) 導入施設の整理	40
(4) 断面計画	42
(5) イメージ図	45
3 長期的な取組	49
(1) つり橋の架橋・土地利用の更新	49
(2) 屋形船の金田方向への運航延伸	50
(3) 東町での拠点づくり	51
第4章 管理運営計画	52
1 市民と行政等の連携	52
2 管理運営体制	54
(1) 管理運営体制の基本的な枠組み	54
(2) 管理運営体制の比較検討	55
3 安全対策	56
(1) ダム放流時の水位上昇	56
(2) 安全対策	56
第5章 実現化に向けた取組	58
1 市内推進体制の確立と整備手法の考え方	58
2 関係機関との調整	58
(1) 河川管理者との協議・連携	58
(2) 既施設利用者との調整	59
(3) 関係自治体との調整・連携	59
(4) 交通・観光事業者との調整・連携	59
3 事業スケジュール(案)	60

■ はじめに

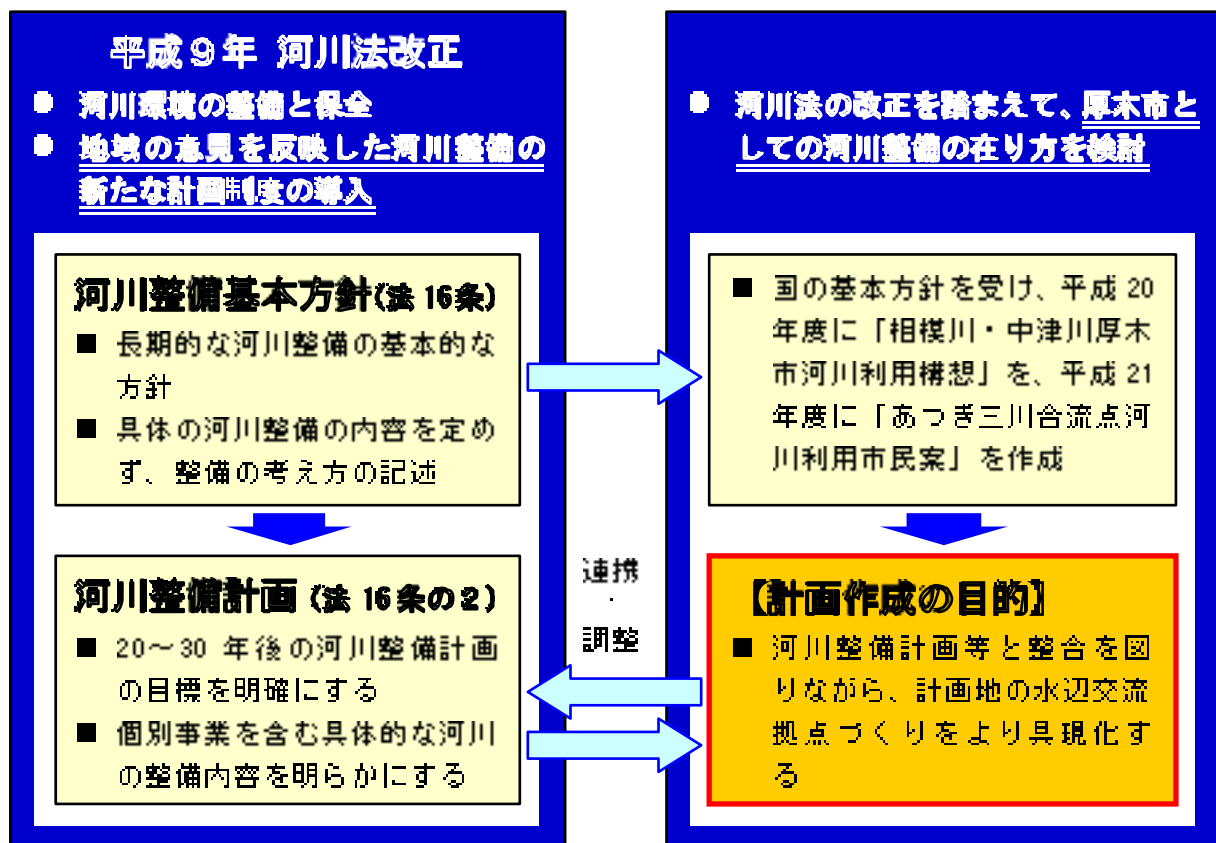
1 計画作成の目的

- ・ 相模川、中津川及び小鮎川が合流する三川合流点地区は、自然豊かな河川環境が残されているとともに、鮎釣り、花火大会等の各種イベント開催及びレクリエーション利用のほか、市民の日常の憩いの場にもなっています。
- ・ また、当地区は、本厚木駅やその周辺地区から歩いて行ける場所にあることから市外来訪者を含めて、水辺の交流拠点としていくことが求められています。
- ・ 一方、平成9年の河川法改正により、新たな計画制度（河川整備基本方針、河川整備計画）が導入され、基本的な河川整備の計画策定に当たっては、地方公共団体及び地域住民の意見を反映する手続が導入される等、新しい河川行政の基本的枠組が定められました。
- ・ 本計画は、市民、来訪者が集い、観光等の活性化につなげることができるよう、このような新たな計画制度及び市の関連計画等との整合を図りながら、本市のまちづくりと一体となり、三川合流点地区の水辺交流拠点づくりをより具現化していくことを目的としています。

国の新たな計画制度と厚木市の取組との関係

【河川管理者（国・神奈川県）】

【厚 木 市】



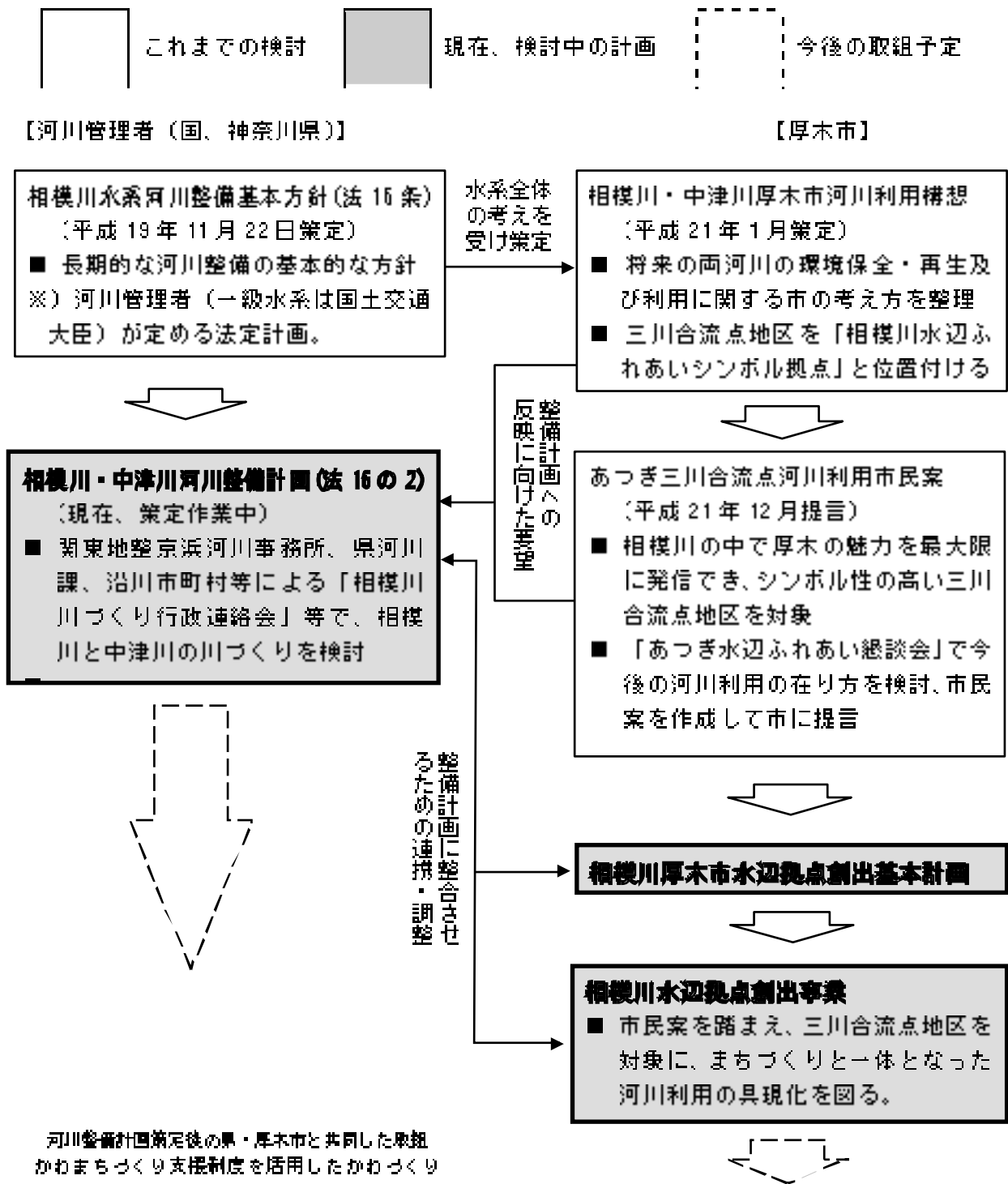
2 検討の経緯

- ・ 国では、平成 19 年 11 月に相模川水系の長期的な整備の在り方を示す「相模川水系河川整備基本方針」を策定しました。
- ・ 国の相模川水系全体の基本方針等を踏まえ、本市では「相模川・中津川厚木市河川利用構想」を平成 21 年 1 月に策定し、両河川の将来における河川環境の保全・再生及び利用に関する市の考え方を整理するとともに、三川合流点地区を『相模川水辺ふれあいシンボル拠点』として位置付けました。
- ・ 平成 21 年度には、市民による「あつき水辺ふれあい懇談会」を組織化し、まちづくりと一体となった三川合流点地区の在り方を「あつき三川合流点河川利用市民案」として取りまとめ、平成 21 年 12 月に市長に提言しました。
- ・ 平成 22 年度には、市民案の提言を受け、市民案対象地区における市の河川利用の計画づくりを進めるため、市民と行政等から構成される「相模川三川合流点地区かわまちづくり検討委員会」を設置し、関係者ヒアリングや河川管理者調整を行いながら利用促進計画と施設整備の内容、市民と行政等が連携した管理運営計画（案）及び実現化に向けた取組等について検討してきました。
- ・ 平成 23 年度は、引き続き「相模川三川合流点地区かわまちづくり検討委員会」を設置し、8 月～10 月に来訪者及び市内就業者を対象としたアンケート調査、2 月にパブリックコメントを実施して、計画の一部を見直しました。
- ・ 『相模川厚木市水辺拠点創出基本計画』は、以上に示す検討結果を取りまとめたものです。

3 計画の位置付け

- ・ 『相模川厚木市水辺拠点創出基本計画』は、『（仮称）相模川三川合流点地区かわまちづくり計画』のベースとなる計画として位置付けられるよう構成されています。
- ・ 今後は、現在、国と県が策定作業中の「相模川・中津川河川整備計画」との調整を図り、国のかわまちづくり支援制度を活用するため、県と市が共同して『（仮称）相模川三川合流点地区かわまちづくり計画』を策定し、国のかわまちづくり支援制度の認定を受け、にぎわいを創出します。
- ・ 同計画策定後は、利用促進計画の導入と施設整備を順次進めていくとともに、中心市街地の活性化に向けた連携方策を推進していくものとします。
- ・ 次に、三川合流点地区かわまちづくりに係る厚木市の取組と河川管理者との関係を整理します。

三川合流点地区かわまちづくりに係る厚木市の取組と河川管理者との関係



（仮称）相模川三川合流点地区かわまちづくり計画

- 県・厚木市が共同して策定を目指す

市：水辺と一体となったまちづくり（公園、建築物、道路等）、河川空間を活用したまちづくりに係る利便施設、レクリエーション性の高い施設

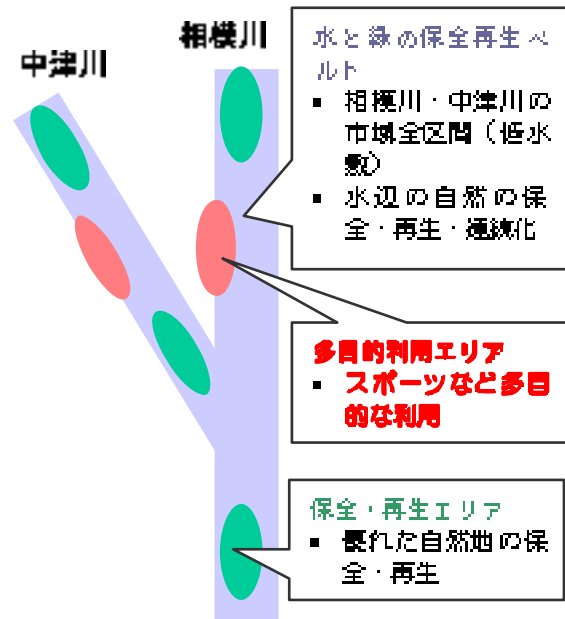
県：治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設

※）内容は「相模川厚木市水辺拠点創出基本計画」を踏襲

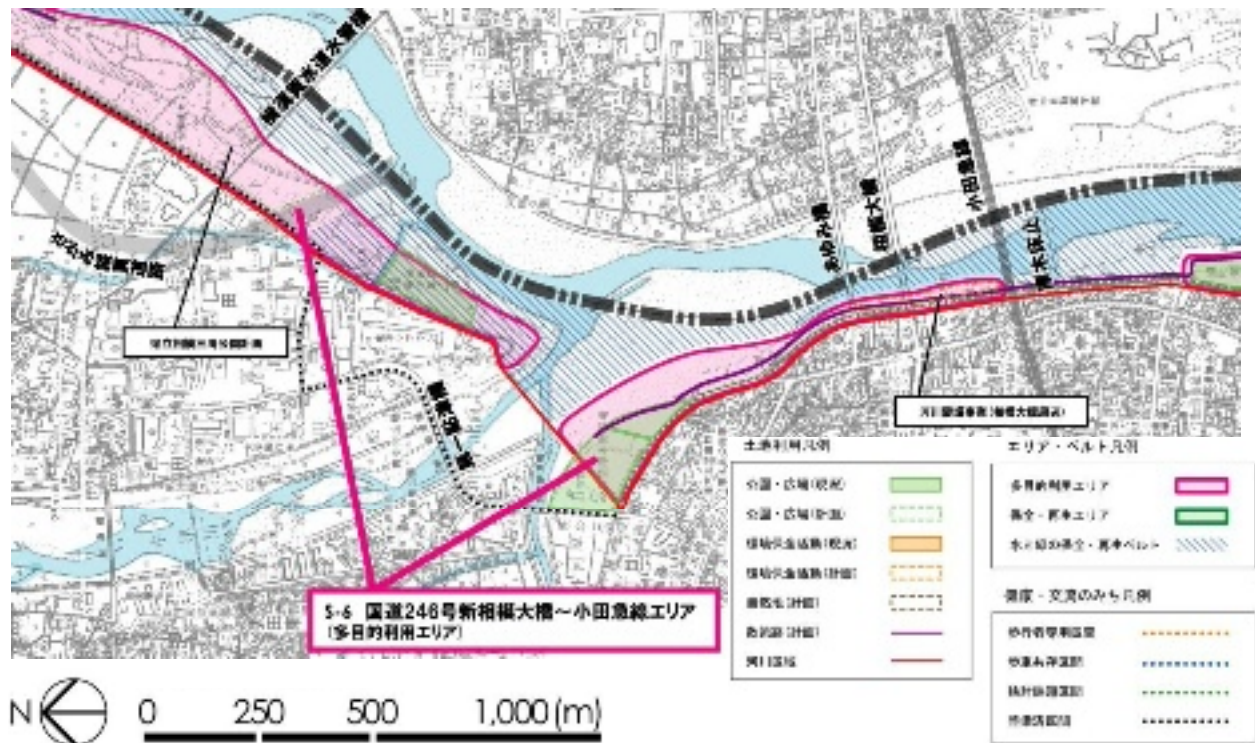
【相模川・中津川厚木市河川利用構想（平成21年1月 厚木市）】

項目	内容
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> 水辺ふれあい構想を受けた基本計画の中で、厚木市域に係わる一級河川相模川・中津川の将来の保全、再生及び利用に関する厚木市の考え方を整理
ベルト・エリアの設定 三川合流点周辺の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 水と緑の保全・再生ベルト：相模川及び中津川の水辺の市内全區間（低水敷）は、質の高い生態系ネットワークが構築されるよう自然環境の保全と相模川・中津川本来の生態系への再生を図る 保全・再生エリア：自然保護を重視し、生態系を育みつつ市民が水辺の自然を観察・学習 多目的利用エリア：スポーツ等市民の多様な活動の場 三川合流点周辺の一部：多目的利用エリアである「国道246号新相模大橋～小田急線エリア」で、市民活動等の多目的な利用を想定

エリア設定のイメージ



河川（三川合流点周辺）の利活用方針図



【あつぎ三川合流点河川利用市民案（平成21年12月）あつぎ水辺ふれあい懇談会】

項目	内 容
計画の概要	■ 相模川・中津川厚木市河川利用構想を受け、地元自治会、商業・漁業及び環境保全活動等活動団体の代表者から構成された「あつぎ水辺ふれあい懇談会」によって、三川合流点周辺の河川利用の在り方を検討、「あつぎ三川合流点河川利用市民案」を取りまとめて市に提言
整備コンセプト	■ 『厚木の水と人々が集まり、交流とにぎわいから、「川のまち厚木」の文化を創造・発信する 水辺ふれあいシンボルゾーン』
整備方針	■ 3つの方針：「①利用方針、②景観形成方針、③環境配慮方針」
ゾーニング	■ 7つのゾーン：「自然ふれあいゾーン、水辺ふれあいゾーン、水辺の広場ゾーン、多目的活動ゾーン、水辺の活動ゾーン、まちとの連動ゾーン、水辺へと誘うまちづくりゾーン」
導入機能・施設	■ 河川区域内の6つのゾーンについて、ゾーンの特性を踏まえて活動内容と導入施設を計画
整備方針図	■ バーベキュー広場、せせらぎ広場、川の駅、浮橋、ワンド、観察小屋、オープンカフェ、修景バラ等の配置を計画（6頁参照）

検討対象範囲



